

問21. それぞれの医療機関へは、月に何回くらい通院されていますか。通院回数をお答えください。
 ※2ヶ月に1度は「0.5」回、3ヶ月に1度は「0.3」回、4ヶ月に1度は「0.25回」、
 5ヶ月に1度は「0.2」回とご記入ください。

(数字を記入)

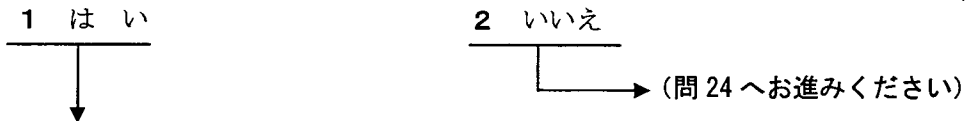
- ①かかりつけの医療機関……→ 月に 回くらい
- ②2番目によく通う医療機関→ 月に 回くらい
- ③3番目によく通う医療機関→ 月に 回くらい

問22. もし、今後、あなたの今の自己負担率が引き上げられた場合、現在の医療機関への月当たり通院回数をどのように変更されますか。以下の各表の項目に、具体的な数字をご記入ください。
 ※この条件に該当しない方も、仮になった場合としてお答えください。
 ※2ヶ月に1度は「0.5」回、3ヶ月に1度は「0.3」回、4ヶ月に1度は「0.25回」、
 5ヶ月に1度は「0.2」回とご記入ください。

(数字を記入)

	(ア) 現在のあなたの自己負担率から さらに1割増加する場合	(イ) 現在のあなたの自己負担率から さらに2割増加する場合
①かかりつけの医療機関……→	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする
②2番目によく通う医療機関→	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする
③3番目によく通う医療機関→	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする	月に <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 回にする

問23. あなたが現在通院しているかかりつけの医療機関、2番目によく通う医療機関、3番目によく通う医療機関のいずれかまたは全てを、一年前とは別の医療機関に変更しているものはありますか。
 (○は1つ)



【一年前とは別の医療機関に通院している方におたずねします】

付問1. どの医療機関を変更しましたか。(○はいくつでも)

1
かかりつけの
医療機関

2
2番目によく通っていた
医療機関

3
3番目によく通っていた
医療機関

【全員の方におたずねします】

問24. あなたが加入している医療保険は次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 国民健康保険 | 6 政府管掌健康保険 (家族) |
| 2 国民健康保険・退職者医療保険 | 7 共済健康保険 (本人) |
| 3 組合健康保険 (本人) | 8 共済健康保険 (家族) |
| 4 組合健康保険 (家族) | 9 その他 (船員、日雇など) |
| 5 政府管掌健康保険 (本人) | 10 保険に加入していない |

■ 就労についておたずねします

問25. あなたは、昨年の3月以降の約1年間に、退職（定年退職、早期退職、自己都合による退職、解雇などを含む）を経験されましたか。
 ※この1年の間にいったん就職されて辞められた方は、「1」をお選びください。正社員だけではなく契約社員・嘱託、派遣社員、パート・アルバイトも含まれます。

(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

→ (問26へお進みください)

付問1. 仕事は何月に退職されましたか。(数字を記入)

--	--

 月に退職

付問2. 退職後に再度就職をしましたか。この1年間でいったん就職されて辞められた方（正社員だけではなく契約社員・嘱託、派遣社員、パート・アルバイトも含まれます）は、直近の仕事の就業期間もお答えください。(○は1つ、数字を記入)

- 1 退職後は就職していない
- 2 退職後に就職したが、辞めた…→

--	--

 ヶ月間就業
- 3 退職後に就職し、現在もそこに勤めている

付問3. 退職金は大体いくら位でしたか。特に退職金がなかった場合は「0」に○をつけてください。
 ※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。(数字を記入)

億	千万	百万	十万	万

万円くらい 0 退職金は特になかった

問26. あなたの現在のお仕事は何ですか。(○は1つ)

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 正社員・公務員 2 契約社員・嘱託 3 派遣社員（日雇いを含む） 4 パート・アルバイト 5 自営業・農業・漁業・林業 6 自由業（文筆家など） | <ol style="list-style-type: none"> 7 家庭内での就労（内職など） 8 資格の必要な専門職（弁護士・医師など） 9 その他（具体的に） 10 無職である（専業主婦・主夫や退職者を含む） |
|---|---|

→ (8ページの間27へお進みください)

【現在、働いている方におたずねします】

付問1. あなたは、1週間で平均して何時間くらい働いていますか。残業も含めてお答えください。(数字を記入)

平均

--	--	--

 時間 / 1週間

付問2. あなたは、大体何歳で退職する予定ですか。
 ※ここでいう退職は、定年退職や早期退職など、完全に就労から引退することをさします。(○は1つ)

- 1

--	--	--

 歳で退職する予定
- 2 働き続けることが可能な限り働きたい
- 3 特に決めていない

付問3-1. 現在の仕事に定年年齢はありますか。ある場合、それは何歳で、予想される退職金はいくら位ですか。(○は1つ)

- 1 ある…→

--	--	--

 歳
- 2 定年年齢は定められていない
- 3 定年年齢があるかわからない

付問3-2. 予想される退職金は大体いくら位ですか。
 ※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。(数字を記入)

4 自営業または専門職など定年退職の制度が自分の職にはない

億	千万	百万	十万	万

万円くらい

【現在、無職の方におたずねします】

問27. 無職になる前は何をしていましたか。この1年の間にいったん就職されて辞められた方は、そのことについてお答えください（○は1つ）

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 正社員・公務員 | 7 家庭内での就労（内職など） |
| 2 契約社員・嘱託 | 8 資格の必要な専門職（弁護士・医師など） |
| 3 派遣社員（日雇いを含む） | 9 その他（具体的に |
| 4 パート・アルバイト | |
| 5 自営業・農業・漁業・林業 | |
| 6 自由業（文筆家など） | 10 無職、または、特に何もしていなかった |

→（問28へお進みください）

付問1. 仕事を退職した理由は何ですか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 結婚 | 8 健康上の理由で就労継続が難しくなったから |
| 2 出産 | 9 家族の中に面倒を見なければならない人がいたから |
| 3 定年退職 | 10 家族と時間を過ごしたり、生活を楽しんだりするため |
| 4 解雇、または早期退職を個別に勧奨されたから | 11 特に働く必要がなかったから |
| 5 自発的に早期退職制度に応募した | 12 働く意欲がなくなったから |
| 6 勤務先の経営悪化、または倒産したから | 13 その他（具体的に： |
| 7 年金がもらえるようになったから | |

問28. あなたは、現在求職中ですか。（○は1つ）

1 はい

2 いいえ

→（問29へお進みください）

付問1. 職が見つかった場合、大体何歳まで働きたいとお考えですか。（○は1つ）

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1 <input type="text"/> 歳まで働きたい | 3 特に決めていない |
| 2 働き続けることが可能な限り働きたい | |

■ 公的年金（国民年金や厚生年金など）についておたずねします

【全員の方におたずねします】

問29. 昨年の3月以降の約1年間に、あなたは公的年金を受け取り始めましたか。（○は1つ）

1 はい

2 1年前に既に受け取っていた

3 いいえ

（付問2へお進みください）

（9ページの付問3へお進みください）

【昨年の3月以降の約1年間に、公的年金を受け取り始めた方におたずねします】

付問1. 公的年金を受け取り始めたのは何月ですか。（数字を記入）

月

（付問2へお進みください）

付問2. 現在、2ヶ月に一度振り込まれる年金の額は大体いくら位ですか。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

（数字を記入）

百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

万円くらい

（9ページの間30へお進みください）

【現在、公的年金を受け取っていない方におたずねします】

付問3. あなたは、いつから公的年金を受け取り始める予定ですか。(いずれか1つに回答)

1 平成

--	--

 年

--	--

 月 2 西暦

--	--	--	--

 年

--	--

 月 0 わからない

付問4. 将来、公的年金で毎月いくら位受け取ることができると予想されていますか。

※分析のため、大体で結構ですので、予想額をお答えください。

(数字を記入)

毎月

百万	十万	万

 万円くらい

「退職を経験したことがある方」は付問5を、

「退職をしたことがない方」と「一度も職についたことがない方」は問30へお進みください。

付問5. 付問4で回答された予想金額についておたずねします。

付問4で回答された予想金額は、退職前の月収の大体何割または何%くらいにあたりますか。

※退職前の月収を超える場合は、何倍かについてお答えください。

(いずれか1つに数字を記入)

退職前の月収の…

--	--

 割

--	--	--

 %

--	--

 倍くらい (月収を超えるると予想する場合)

■ あなたの収入や消費などについておたずねします

【全員の方におたずねします】

問30. あなたご自身とあなたの世帯の昨年1年間の収入(税金・社会保険料を含む)は、それぞれ大体いくら位ですか。

※年金、家賃収入、利子配当などの不労所得を含みます。

※退職金は除いてください。

※世帯とは、同居の有無にかかわらず、生計を共にされている家族の方全員をさします。

※生計を共にされている方がいない場合は、あなたご自身のことについてのみお答えください。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

(数字を記入)

あなたご自身の昨年1年間の収入は…

億	千万	百万	十万	万

 万円くらい

あなたの世帯の昨年1年間の収入は…

--	--	--	--	--

 万円くらい

問31. あなたの世帯の最近1ヶ月間の生活費は、大体いくら位ですか。

※耐久消費財(自家用車、大型家電など)や土地・家屋の購入および医療費は除いてください。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

(数字を記入)

最近1ヶ月のあなたの世帯の生活費は…

千万	百万	十万	万

 万円くらい

問32. あなたの世帯全体の総資産(貯金、株、債券、土地・建物のおよその時価などの合計)は、大体いくら位ですか。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

(数字を記入)

あなたの世帯全体の総資産は…

百億	十億	億	千万	百万	十万	万

 万円くらい

問33. あなたは45歳を過ぎてから、引っ越しをされましたか。(○は1つ)

1 はい

2 いいえ (問34へお進みください)

付問1. 1番最近の引っ越しはいつでしたか。(いずれか1つに回答)

1 平成……………→

--	--

 年

--	--

 月 0 覚えていない

2 西暦→

--	--	--	--

 年

--	--

 月

付問2. 付問1で回答した1番最近の引っ越しの時、配偶者の方も一緒でしたか。
※配偶者がいらっしゃらない方は、「2」に○をつけてください。

(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

付問3. 付問1で回答した1番最近の引っ越しの理由として、あてはまるものを3つまで選んでください。(○は3つまで)

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 1 転勤 | 6 騒音・公害などを避けるため |
| 2 子どもと同居するため | 7 日当たり、収納、耐震、ペットなどの住まいの条件を改善するため |
| 3 定年退職を機に住み替え | 8 通勤・通学・買い物など生活の利便性を考えて |
| 4 退職、解雇などによる収入減などの経済的理由 | 9 病院や診療所などへのアクセスを改善するため |
| 5 家賃の負担を軽減するため | 10 将来高齢になった場合の健康や生活を考えて |
| | 11 その他(具体的に:) |

問34. あなたがお住まいの住居は、次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1 持ち家(一戸建て) | 5 社宅・寮 |
| 2 持ち家(集合住宅(マンション・アパート)) | 6 その他(具体的に) |
| 3 借家(一戸建て) | |
| 4 借家(集合住宅(マンション・アパート)) | |

(「3」～「6」の方は11ページの間35へお進みください)

【持ち家の方におたずねします】

付問1. 現在、住宅ローンはありますか。ある場合、毎月のご返済額は大体いくら位ですか。また、大体で結構ですので、現在のローンの残高についてもお答えください。ない場合は、「0」に○をつけてください。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

(数字を記入)

住宅ローンのご返済額(月額)は→

億	千万	百万	十万	万

 万円くらい 0 返済はない

住宅ローンの残高は……………→

億	千万	百万	十万	万

 万円くらい

■ ここからは、あなた（記入された同居ご家族の方）とご家族についておたずねします

【全員の方におたずねします】

問35. あなたが、現在、一緒に住んでいる方一人一人について、あなたとの続柄、性別、年齢をお答えください。

※続柄については、表下の続柄コード表から選び、数字を記入してください。

※現在、一緒に住んでいる方がいらっしゃらない場合は、問37へお進みください。

あなたとの続柄 (下の表の番号を記入)	性別		年齢	あなたとの続柄 (下の表の番号を記入)	性別		年齢
	男性	女性			男性	女性	
(記入例) あなたの(2)	①	2	2 0 歳				
ア. あなたの()	1	2	歳	カ. あなたの()	1	2	歳
イ. あなたの()	1	2	歳	キ. あなたの()	1	2	歳
ウ. あなたの()	1	2	歳	ク. あなたの()	1	2	歳
エ. あなたの()	1	2	歳	ケ. あなたの()	1	2	歳
オ. あなたの()	1	2	歳	コ. あなたの()	1	2	歳

【続柄コード表】

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1. 配偶者 | 6. 自分の父母 | 11. 子どもの配偶者 |
| 2. 子ども（第一子） | 7. 配偶者の父母 | 12. 孫 |
| 3. 子ども（第二子） | 8. 自分の兄弟姉妹 | 13. その他 |
| 4. 子ども（第三子） | 9. 自分の祖父母 | |
| 5. 子ども（第四子以上） | 10. 配偶者の祖父母 | |

問36. あなたと生計を共にされている方（家族以外も含む）はあなたを含めて何人いらっしゃいますか。

※生計を共にされている方が同居していない場合も、その方を数に含めてください

(数字を記入)

生計を共にしている方は、あなたを含めて………→ 人

付問1. 昨年の3月以降の約1年間で、あなたの世帯の家族構成を変化させるような出来事はありましたか。

(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 あなたにとってはじめての結婚 | 7 あなたの親との死別 |
| 2 あなたにとって再婚 | 8 配偶者の親との死別 |
| 3 子どもの誕生 | 9 その他 |
| 4 孫の誕生 | (具体的に) |
| 5 配偶者との離婚 | 10 特になし |
| 6 配偶者との死別 | |

問37. あなたは普段外出するとき、降水確率が何%以上だったら傘を持って外出しますか。(数字を記入)

降水確率が % 以上の場合 〇 普段から折りたたみ傘を持って外出している

問38. 今、10万円が当たる宝くじの当選確率が1/2（半々の確率で当たる）であったとします。あなたは、この宝くじに対して最大いくらのお金を払っても良いと思いますか。最高金額をお答えください。

(数字を記入)

最高 万円

問39. あなたには、配偶者の方はいらっしゃいますか。(○は1つ)

1 いる

2 いない

(アンケートはこれで終わりです。長時間にわたるご協力ありがとうございました。回答を終えたアンケート票は同封の返信用封筒に入れ、ご返送くださいますようお願いいたします。)

ここからは、あなた(封筒のあて名の方)の配偶者についておたずねします。

あなた(封筒のあて名の方)の配偶者の方の考えやお気持ちをいくつかおたずねしますので、配偶者の方ご本人が直接回答をご記入いただくか、あなた(封筒のあて名の方)が配偶者の方にたずねながら回答を記入いただくようお願いいたします。

お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

問40. これから質問に回答を記入する方をお答えください。(○は1つ)

- 1 配偶者ご本人
- 2 封筒のあて名の方
- 3 その他の人(具体的に:)

問41. あなた(あて名の方の配偶者)の現在の健康状態はいかがですか。(○は1つ)

1
良好である

2
まあ
良好である

3
普通である

4
あまり
良好ではない

5
良好ではない

問42. あなた(あて名の方の配偶者)は、過去1年間に、からだの調子や気分がすぐれないために、日常生活や仕事にさしつかえることはありましたか。(○は1つ)

1
かなり
さしつかえた

2
ある程度
さしつかえた

3
あまり
さしつかえなかった

4
全く
さしつかえなかった

問43. あなた(あて名の方の配偶者)の、現在のおよその身長と体重、30歳くらいの頃の体重をお答えください。(数字を記入)

現在の身長は…→

--	--	--

cmくらい

現在の体重は…→

--	--	--

kgくらい

30歳時の体重は→

--	--	--

kgくらい

問44. あなた（あて名の方の配偶者）は、次にあげるような病気にかかったことがありますか。持病がない方は、「30」に○をつけてください。

（ある方）その病気はいつ頃から始まりましたか。また、現在、その病気は治療や自然治癒などにより完治していると思われませんか。（○はいくつでも）

	ある	始まった年齢	完治していると思う
心臓の病気(狭心症や心不全、心筋梗塞、弁膜症など)	1	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
高血圧	2	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
高脂血症	3	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
脳卒中、脳血管障害	4	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
癌や悪性腫瘍(白血病・リンパ腫を含む。良性皮膚癌は除きます)	5	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
糖尿病	6	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
痛風	7	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
慢性肺疾患(慢性気管支炎または肺気腫など)	8	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
喘息	9	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
消化器系疾患 1(潰瘍など癌以外の胃腸の病気)	10	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
消化器系疾患 2(肝がん以外のB型・C型肝炎、肝硬変など肝臓の病気)	11	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
消化器系疾患 3(胆のう系疾患)	12	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
消化器系疾患 4(その他消化器系疾患、または、詳細不明)	13	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
腎臓系疾患	14	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
子宮筋腫、卵巣系疾患	15	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
甲状腺系疾患(バセドウ氏病、前立腺肥大など)	16	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
排尿の問題(失禁・もれ、出にくい、尿管結石も含めます)	17	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
関節疾患(関節炎・リウマチ)	18	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
ヘルニア、神経痛	19	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
腰痛、肩こり	20	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
大腿骨頸部(ももの骨の付け根)の骨折	21	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
骨粗しょう症	22	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
眼の病気(白内障や緑内障など)	23	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
耳の病気(難聴など)	24	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
花粉症、アレルギーなど	25	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
パーキンソン病	26	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
皮膚の病気(良性皮膚癌を含む)	27	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
うつ病など、こころの病気	28	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
その他の病気があれば具体的に主なものをひとつ教えてください ()	29	→ <input type="text"/> 歳から	→ 1 はい 2 いいえ
持病は特になし	30		

問45. 問44であげた1番から28番の病気のうち、あなた（あて名の方の配偶者）のご両親がかかった病気、あるいは、現在かかっている病気はありますか。

（ある方）覚えていらっしゃる範囲で構いませんので、主な病気の番号を3つまで記入してください。お父様とお母様それぞれについてお答えください。その他の病気の場合は、()内に具体的に記入ください。

(○はいくつでも)

- 1 父・母がかかった病気、または、現在かかっている病気はない
- 2 父がかかった病気、または、現在かかっている病気がある
- 3 母がかかった病気、または、現在かかっている病気がある
- 4 わからない

お父様がかかった病気、または、現在かかっている病気
(問44の1～28の番号を3つまで記入)

○ 覚えていない・忘れた

その他(病名:)

お母様がかかった病気、または、現在かかっている病気
(問44の1～28の番号を3つまで記入)

○ 覚えていない・忘れた

その他(病名:)

問46. 昨年の3月以降の約1年間に、あなた（あて名の方の配偶者）は、退職（定年退職、早期退職、自己都合による退職、解雇などを含む）を経験されましたか。

※この1年の間にいったん就職されて辞められた方は、「1」をお選びください。正社員だけではなく契約社員・嘱託、派遣社員、パート・アルバイトも含まれます。

(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

→ (問47へお進みください)

付問1. 仕事は何月に退職されましたか。(数字を記入)

月に退職

付問2. 退職後に再度就職をしましたか。この1年間でいったん就職されて辞められた方（正社員だけではなく契約社員・嘱託、派遣社員、パート・アルバイトも含まれます）は、直近の仕事の就業期間もお答えください。(○は1つ、数字を記入)

1 退職後は就職していない

2 退職後に就職したが、辞めた…→ ヶ月間就業

3 退職後に就職し、現在もそこに勤めている

付問3. 退職金は大体いくら位でしたか。特に退職金がなかった場合は「0」に○をつけてください。※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。(数字を記入)

億	千万	百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

万円くらい

○ 退職金は特になかった

問47. あなた（あて名の方の配偶者）の現在のお仕事は何ですか。(○は1つ)

- 1 正社員・公務員
- 2 契約社員・嘱託
- 3 派遣社員（日雇いを含む）
- 4 パート・アルバイト
- 5 自営業・農業・漁業・林業
- 6 自由業（文筆家など）

- 7 家庭内での就労（内職など）
- 8 資格の必要な専門職（弁護士・医師など）
- 9 その他（具体的に）

10 無職である（専業主婦・主夫や退職者を含む）

→ (15ページの間48へお進みください)

【現在、働いている方におたずねします】

付問1. あなた（あて名の方の配偶者）は、1週間で平均して何時間くらい働いていますか。残業も含めてお答えください。(数字を記入)

平均 時間 / 1週間

付問2. あなた（あて名の方の配偶者）は、大体何歳で退職する予定ですか。

※ここでいう退職は、定年退職や早期退職など、完全に就労から引退することをさします。

(○は1つ)

1 歳で退職する予定

3 特に決めていない

2 働き続けることが可能な限り働きたい

付問3-1. 現在の仕事に定年年齢はありますか。ある場合、それは何歳で、予想される退職金はいくら位ですか。(○は1つ)

1 ある…→ 歳

2 定年年齢は定められていない

3 定年年齢があるかわからない

4 自営業または専門職など定年退職の制度が自分の職にはない

付問3-2. 予想される退職金は大体いくら位ですか。※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

(数字を記入)

億	千万	百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

万円くらい

【現在、無職の方におたずねします】

問48. 無職になる前は何かをしていましたか。この1年の間にいったん就職されて辞められた方は、そのことについてお答えください（○は1つ）

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 正社員・公務員 | 7 家庭内での就労（内職など） |
| 2 契約社員・嘱託 | 8 資格の必要な専門職（弁護士・医師など） |
| 3 派遣社員（日雇いを含む） | 9 その他（具体的に） |
| 4 パート・アルバイト | |
| 5 自営業・農業・漁業・林業 | 10 無職、または、特に何もしていなかった |
| 6 自由業（文筆家など） | |

（問49へお進みください）

付問1. 仕事を退職した理由は何ですか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 結婚 | 8 健康上の理由で就労継続が難しくなったから |
| 2 出産 | 9 家族の中に面倒を見なければならない人がいたから |
| 3 定年退職 | 10 家族と時間を過ごしたり、生活を楽しんだりするため |
| 4 解雇、または早期退職を個別に勧奨されたから | 11 特に働く必要がなかったから |
| 5 自発的に早期退職制度に応募した | 12 働く意欲がなくなったから |
| 6 勤務先の経営悪化、または倒産したから | 13 その他（具体的に） |
| 7 年金がもらえるようになったから | |

問49. あなた（あて名の配偶者）は、現在求職中ですか。（○は1つ）

1 はい

2 いいえ

（問50へお進みください）

付問1. 職が見つかった場合、大体何歳まで働きたいとお考えですか。（○は1つ）

- | | |
|--|------------|
| 1 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 歳まで働きたい | 3 特に決めていない |
| 2 働き続けることが可能な限り働きたい | |

【全員の方におたずねします】

問50. あなた（あて名の方の配偶者）が加入している医療保険は次のどれにあたりますか。（○は1つ）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 国民健康保険 | 6 政府管掌健康保険（家族） |
| 2 国民健康保険・退職者医療保険 | 7 共済健康保険（本人） |
| 3 組合健康保険（本人） | 8 共済健康保険（家族） |
| 4 組合健康保険（家族） | 9 その他（船員、日雇など） |
| 5 政府管掌健康保険（本人） | 10 保険に加入していない |

問51. 昨年の3月以降の約1年間に、あなた（あて名の方の配偶者）は公的年金を受け取り始めましたか。（○は1つ）

1 はい

2 1年前に既に受け取っていた

3 いいえ

（付問2へお進みください）

（16ページの付問3へお進みください）

【昨年の3月以降の約1年間に、公的年金を受け取り始めた方におたずねします】

付問1. 公的年金を受け取り始めたのは何月ですか。（数字を記入）

月

（付問2へお進みください）

付問2. 現在、2ヶ月に一度振り込まれる年金の額は大体いくら位ですか。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

（数字を記入）

百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

万円くらい

（16ページの間52へお進みください）

【現在、公的年金を受け取っていない方におたずねします】

付問3. あなた（あて名の方の配偶者）は、いつから公的年金を受け取り始める予定ですか。

（いずれか1つに回答）

1 平成 年 月 2 西暦 年 月 0 わからない

付問4. 将来、公的年金で毎月いくら位受け取ることができると予想されていますか。

※分析のため、大体で結構ですので、予想額をお答えください。

（数字を記入）

毎月

百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

 万円くらい

「退職を経験したことがある方」は付問5を、

「退職をしたことがない方」と「一度も職についたことがない方」は問52へお進みください。

付問5. 付問4で回答された予想金額についておたずねします。

付問4で回答された予想金額は、退職前の月収の大体何割または何%くらいにあたりますか。

※退職前の月収を超える場合は、何倍かについてお答えください。

（いずれか1つに数字を記入）

退職前の月収の…

割 % 倍くらい（月収を超えると予想する場合）

【全員の方におたずねします】

問52. あなたご自身（あて名の方の配偶者）の昨年1年間の収入（税金・社会保険料を含む）は、それぞれ大体いくら位ですか。

※年金、家賃収入、利子配当などの不労所得を含みます。

※退職金は除いてください。

※分析のため、大体の金額で結構ですので、回答をお願いいたします。

（数字を記入）

あなた（あて名の方の配偶者）の昨年1年間の収入は…

億	千万	百万	十万	万
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

 万円くらい

問53. あなた（あて名の方の配偶者）は普段外出するとき、降水確率が何%以上だったら傘を持って外出しますか。（数字を記入）

降水確率が %以上の場合 0 普段から折りたたみ傘を持って外出している

問54. 今、10万円が当たる宝くじの当選確率が1/2（半々の確率で当たる）であったとします。あなた（あて名の方の配偶者）は、この宝くじに対して最大いくらのお金を払っても良いと思いますか。最高金額をお答えください。

（数字を記入）

最高 万円

問55. あなた（あて名の方の配偶者）の生年月をお答えください。（いずれか1つに回答）

1 明治 年 月 4 西暦 年 月
 2 大正 年 月
 3 昭和 年 月

問56. あなた（あて名の方の配偶者）の最終学歴は次のどれにあたりますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 中学（旧制小など）卒 | 4 大学・大学院（旧制高）卒 |
| 2 高校（旧制中・旧制高女）卒 | 5 在学中 |
| 3 短大・高専卒 | 6 その他（具体的に <input type="text"/> ） |

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

生活保護法における能力活用要件に関する一考察

研究分担者 黒田有志弥 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部研究員

研究要旨

生活保護制度においては、保護の申請時と受給中とで「能力の活用」要件を欠いた場合の法的な取り扱いが異なっている。本稿は、「能力の活用」という生活保護の実施要件について、行政実務、裁判例等を検証することにより、その内容と意義を明らかにすることを目的とする。この能力活用要件は、保護申請時においては、保護の実施要件として機能する。すなわち、能力を活用していないと判断されれば生活保護申請は却下される。裁判例においても利用できる求職活動を行っていなかった申請者に対する申請却下処分が有効とされている。これに対し、保護受給中については、能力活用要件は、能力を活用していなかった場合に、保護を変更・停止・廃止に至る前提としてなされる保護実施機関による指導指示の根拠となる。裁判例においても保護廃止処分の違法性の判断要素として保護実施機関の求職指示の違法性の有無が問題となったが、その違法性判断を行う上で当該被保護者が能力を活用していたか否かに言及している（結論的には稼働能力を有するのに活用していなかったと判断されている）。このように、保護受給中については能力を活用していなくても保護の停止・廃止に直結するわけではない。この申請時と受給時での取り扱いの相違は、生活保護制度が稼働能力を有する貧困者に対する生活保障・自立支援制度として十分に機能していない要因の1つとなっているように思われる。その意味で、稼働能力を有する貧困者の生活保障・自立支援を図るために、生活保護制度により適切な自立支援施策を組み込むか、あるいは、生活保護制度とは別に貧困者に対する施策が必要であると思われる。

A. 研究目的

近年、雇用情勢の悪化等の影響により働く能力を有していても生活水準を維持する収入を得ることのできない者が増加し、そのような者の生活保護受給も増えており、国レベルでもナショナルミニマムや給付付き税額控除等の貧困者への政策が検討されているところである。そのような議論の前提として、稼働能力、すなわち、就労して収入を得ることのできる可能性を有する貧困者に対するセーフティネットとしての生活保護制度の機能と適

用範囲を明らかにする。

B. 研究方法

生活保護法4条1項に規定する補足性の原理の1つである「能力の活用」に焦点を当て、裁判例、行政実務、学説等を概観した上で、その意義・適用範囲等を理論的に考察する。

C. 研究結果

生活保護の実施要件である「能力の活用」とは、労働能力を活用し、就労して収入を得

ることを意味する。しかしながら、この要件は、保護申請時には保護の実施要件として機能するものの、保護受給者については、能力を活用していなければ、即給付の停止・廃止等がなされるという意味での実施要件ではない。これは、保護の変更・停止・廃止の要件が生活保護法上別途規定されているからである。行政実務、裁判例とも能力活用要件について、その判断基準は同じである。近年の裁判例には、能力活用要件が、保護申請時と保護受給時とでその意義が異なることを意識した説示を行ったと推察されるものもある。

D. 考察

生活保護制度の能力活用要件は、保護申請時と保護受給時とでその機能に違いがあり、それが稼働能力を有する貧困者に対する施策として必ずしも妥当でない帰結をもたらしていると考えられるが、生活保護法の解釈によってこの問題を回避することは困難である。

E. 結論

現行の生活保護制度における能力活用要件

は、稼働能力を有している貧困者の自立を阻害する一因になっていると考えられる。しかし、稼働能力を有する貧困者に対する施策としてどのような制度が妥当であるか（あるいは生活保護制度の枠内で可能か）は更なる検討が必要であり、今後の課題としたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

生活保護法における能力活用要件に関する一考察

黒田有志弥

（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部研究員）

1. はじめに

わが国の生活保護の実務では、要保護者が自己の能力を活用していない場合、生活保護法4条1項に照らして、保護実施要件を欠くものとされ、原則として保護の対象にならないと解釈されている。ここでの能力は、稼働能力、すなわち、労働して収入を得る能力のことであるが、その結果、稼働能力を有するもののさまざまな理由で生活を維持するための収入を得ていない貧困者が生活保護を申請した場合、保護実施要件を満たさないとして当該申請は却下される¹。他方で、生活保護受給者に対しては、求職活動についての適切な助言、指導または斡旋、あるいは、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導・指示が実施されることになっている。稼働能力を有すると判断された被保護者がこれらの指導指示に従わなかった場合、最終的に保護の不利益変更、すなわち、保護の変更・停止・廃止がなされる。このように生活保護制度においては、保護の申請時と受給中とで「能力の活用」要件を欠いた場合の法的な取り扱いが異なっている。

本稿は、この「能力の活用」という生活保護の実施要件について、行政実務、裁判例等を検証することにより、その内容と意義を明らかにすることを目的とする²。従来、生活保護制度においては、保護受給期間が長期化し、自立が困難になっている世帯の増加への対処などが課題となっていたが、平成17年度から自立支援プログラムが導入され、組織的に被保護世帯の自立を支援する施策が整備されつつある。しかし、近年、雇用状況の悪化等によって、稼働能力を有する者であっても最低生活水準を維持できず、生活保護を申請する者、実際に生活保護を受給する者が増加し、国レベルでもナショナルミニマムや給付付き税額控除等の貧困者への所得保障政策が検討されているところである。そのような議論の前提として、稼働能力、すなわち、就労して収入を得ることのできる可能性を有する貧困者に対する最後のセーフティネットとしての生活保護制度の機能と適用範囲を明らかにしていくことは有意義であると考えられる。

2. 稼働能力の活用と憲法

生活保護制度の「能力の活用」要件について具体的に検討する前提として、当該要件と憲法の規定の関係について概観しておく。

生活保護受給の要件として自己の能力の活用を求めていることは、貧困者であっても無条件で生活保護給付を受けられるものではない³という理念に基づいている。他方、生活保護法2条に規定する無差別平等は、生活保護を受ける機会は平等であること、要保護者に対して保護が平等であることを意味し、困窮原因を問わずに要保護者に扶助を実施するという考え方を含んでいる。この無差別平等の原理は、憲法25条の最低生活の保障の理念が法律上具体的に規定されたものであると考えられると、能力

¹ 実際には、保護申請者に稼働能力が認められれば、そもそも申請に至らず、面接相談の段階での指導にとどめられるという扱いがなされているようである。

² 生活保護の実施要件である「能力の活用」について検討したものとして、前田（2002）等。

³ 急迫保護の必要がある場合を除く（生活保護法4条3項・7条但書）。

活用要件を課すことと憲法 25 条との関連が問題となりうる。

この点に関しては以下の解釈が一般的である。すなわち、憲法 25 条 1 項は国民に最低限度の生活を営む権利を国民に保障しているが、この規定により国家が第一次的かつ全面的にその責任を負うと解すべきではない⁴。生活の維持・向上は本来国民自身やその家族が能力や資産を活用して行うのが原則であり、本人や家族の努力にもかかわらず最低限度の生活が維持できない場合に、国家がその責任を負うべきであるからである。このように国家による最低生活の保障は、本人等の自助努力を前提として行われるものされるが、その根拠として考えられる規定の 1 つが憲法 27 条である⁵。

憲法 27 条 1 項は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と定めている。この義務の内容は、一般に働く能力のある者は自らの勤労によってその生活を維持すべきだということと解されている⁶。この義務規定の意義については、資本主義体制の下では、これに法的意味をもたすことはできず、あくまでも精神的・道徳的な指示にとどまるとして、消極的な評価を下す見解もある⁷。しかし、これを「社会国家の基本原則を定めたもの」、すなわち「働かざる者は、食うべからず」の原理とその根本精神を同じくすると解し、社会国家的給付に内在する当然の条件として、働く能力があり、その機会もあるのに、働く意欲をもたず、また実際に働かない者は、生存権の保障が及ばないなどの不利益な扱いを受けても仕方がないという意味が含まれていると解する説が今日では有力とされている⁸。この例として挙げられるのが補足性の原理（後述）を規定する生活保護法 4 条 1 項であり、この規定は、勤労の義務を尽くしたことを給付の条件とした規定であると考えられている⁹。

行政解釈においても憲法 27 条 1 項により勤労義務を負っており、憲法 25 条はこれを前提として国民の生存権を保障したものであるから、稼働の能力があり、その機会があるにもかかわらず、その者の能力の範囲内で紹介された職業に就くことをあえて忌避する者については、生活保護法による最低生活の保障が及ばないとしても憲法上問題はないとしている¹⁰。

このように、憲法 25 条の生存権保障規定は国民の自己の生活維持のための自助努力を前提としているため、生活保護を受ける要件として法律上自助努力を設定しても、それは憲法に反するものではない。それゆえ、生活保護法の解釈については、国民の最低生活の保障や自立促進の観点のみならず、生活自己責任の観点をも考慮すべきである。

3. 生活保護制度における稼働能力の活用

3.1 補足性の原理と能力の活用

生活保護の実施要件である能力活用要件は、生活保護法 4 条 1 項の規定する補足性の原理に含まれる要件である。

生活保護法 4 条 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定する。生活

⁴ 堀（1994）148 頁。

⁵ 他に職業選択の自由（憲法 22 条）、私有財産権の保障（憲法 29 条）も生活の維持向上の第一次的な責任が国民に存することを示すものと言える。

⁶ 野中他（2006）536 頁。逆にそれ以上に国家が国民に対して勤労を強制するようなことの法的根拠にはならないと解されている。

⁷ 法学協会編『注解日本国憲法（上）』有斐閣（1953）513 頁

⁸ 野中他（2006）536 頁。

⁹ 労働法学説も憲法 27 条 1 項は国は働く意欲をもたない者のために生存を確保するための施策を講ずる必要はない、との政策上の指針を表明したものと解している（菅野（2008）17 頁）。雇用保険法上の失業給付は労働の意思を有する失業者にのみ支給され、公共職業安定所を通じての求職活動を要件としている（雇用保険法 4 条・15 条 2 項）。

¹⁰ 別冊問答集（2009）365 頁。

保護制度は、国の責務として困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する（生活保護法1条参照）。しかし、生活保護法4条1項はその前提条件として国民が自ら利用可能なあらゆる資産、能力その他の手段を活用して、その生活の維持に努めることを求め、それでもなお最低限度の生活を維持できない場合に、その不足する部分について補足的に行われるにすぎないことを明らかにしている。この補足性の原理は、国の責任に基づく最低生活の保障は国民が生活についての自己責任を果たしてもなお足りない部分が存在する場合に、最後の拠り所として行われることを意味し、生活自己責任の法的表現といえるものである¹¹。また、生活保護を行う必要があるか否かを判定するための要保護者の資力調査（ミーンズテスト）の根拠となるものである¹²。

能力活用の要件を含め、補足性の原理は抽象的な内容であることから、具体的な適用に際してはその解釈が必要となる。冒頭で述べたように、この能力の活用という能力とは、労働能力（稼働能力）をいい、能力の活用とは、通常、就労して収入をあげることを意味する（以下では「稼働能力の活用」という）。労働能力があり、かつ適当な就業の場があるにもかかわらず、就労して収入をあげることを拒否する場合には、保護の補足性の要件を満たさないゆえに保護を受けることはできない。

稼働能力の活用は、生活保護を受給するための要件であることから、生活保護申請時に審査されるのはもちろんのこと、生活保護受給中においても保護実施機関によって調査される。しかしながら、稼働能力を活用していないと判断された場合、生活保護申請時には当該保護申請が却下されるのに対し、生活保護受給中は原則としてそのみを理由として給付が突然打ち切られるということはない。これは、稼働能力活用要件の解釈の相違ではなく、保護の変更・停止・廃止の要件が別途定められていることによる¹³。以下では、生活保護申請時と生活保護受給中とに分けて、稼働能力活用要件の運用について行政実務及び裁判例を検討する。

3.2 生活保護申請時における稼働能力活用の判断

(1) 行政実務

生活保護を申請すると、保護実施機関は14日以内に保護をするか否かの判断を下すことになる。その判断要素の1つとして、申請者及び申請者の属する世帯の構成員の稼働能力の活用の有無が調査される。稼働能力を有するにもかかわらずそれを活用していないと判断されれば、保護の要件に欠けるとされ生活保護申請は却下される。現行の行政実務は、稼働能力を活用しているか否かについて、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断するとしている¹⁴。

これらを判断する際には、①については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行う、②については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が①で評価された稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行う、③については、①で評価された本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行う、とされている。

このように、行政実務は稼働能力があってもそれを活用する場がない場合、例えば、失業率が高く雇用されない場合であったり、申請者の技能、経歴、心身の状態等に適した就労の場がない場合であ

¹¹ 西村（2002）499頁。

¹² 補足性の原理は、具体的には資産・能力の活用だけでなく、親族による扶養の優先及び他法による扶助の優先を意味する（生活保護法4条2項）。ただし、急迫した保護の必要がある場合には、この原則は適用されない（同3項）。

¹³ 前田（2002）130頁。

¹⁴ 生活保護手帳（2009）159頁。

っても、稼働能力を活用する努力をしていれば、稼働能力を活用していると解している。

(2) 裁判例

生活保護申請時において稼働能力の活用の有無が問題となった事案は、公刊されているものとしては名古屋地判平成8年10月30日判時1605号34頁、及び、その控訴審判決である名古屋高判平成9年8月8日判時1653号71頁（以下、それぞれ「一審判決」、「控訴審判決」という）のみである¹⁵。

この事案では、第一審と控訴審は、稼働能力の活用について同旨の一般論を示したものの、具体的な稼働能力の活用の有無についての判断が分かれたという点で稼働能力活用の要件について考察する上で意義を有する。事案の概要は以下である。

X（昭和13年生、原告、被控訴人・附帯控訴人、上告人）は、昭和53年頃から名古屋市とその近辺の飯場で日雇労働に従事していたが、平成4年10月頃から時折、両足の筋肉が痙攣したり痛みが生じるなどの症状があった。翌平成5年7月2日まで建設作業員として働いた後は、仕事が見つからず所持金も費消して、同月7日頃から名古屋駅付近で野宿するようになった。同月9日以降、名古屋市の中村区福祉事務所に出かけて事情を説明し相談したところ、担当職員から病院で診療を受けるように指示され、数回にわたり医療扶助を受けた。しかし、就労可能という医師の回答によりそれ以外の扶助は実施されなかった。その間Xは毎朝、名古屋市笹島地区で手配師等を頼って仕事を探しつつ、週2回行われる炊き出しを頼りに野宿生活をしていた。同月19日、手配師の紹介で飯場に入ることになり、建設作業場で資材等の運搬に従事したが、足が痙攣し2時間ほど動けなくなるなどして同月25日に解雇された。Xは再び仕事を探したが見つからず、同月30日に中村区福祉事務所に生活保護の申請書を提出した（以下「本件申請」という）。これに対し担当職員はXに病院で診察を受けるよう指示して医療扶助は認めたが、就労可能という診断結果を受け、生活扶助や住宅扶助は認めないことを決定し、その旨口頭でXに告げた。この決定に対しXは、審査請求等を経て、その取消を求めて提訴した。

稼働能力活用の要件についての一般論は、第一審判決も控訴審判決も同旨である。ここでは控訴審判決の一般論を引用するが、以下のように述べている。

「補足性の要件は、保護開始申請者が稼働能力を有し、その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があり、かつ実際にその稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断されるべきであると解される。」「申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有していても、実際に活用できる場がなければ、『利用し得る能力を活用していない』とはいえない…と解される。」

この一般論は、前述の行政解釈と同義のものである。本件においても、この一般論の理論的な問題について争われておらず、学説もこれに肯定的である¹⁶。

若干議論になりうるのは、稼働能力活用の意思を判断要素とすべきかという点である。旧生活保護法2条は「能力があるにもかかわらず、勤労の意思のない者」を保護の欠格要件として定めていたが、現行法でこれを廃止した趣旨¹⁷に鑑み、外形的に把握困難な意思の存否をその要件とすべきでないと考え

¹⁵ 本件はその後Xにより上告されたが、上告審は原審の判断を是認して上告を棄却した（最三小判平成13年2月13日賃社1294号21頁）。なお、訴訟自体はXが上告審審理中に死亡したため終了した。

¹⁶ 堀（1997）95頁参照。

¹⁷ 現行生活保護法の起草者の1人である小山は、生活保護法4条1項について、「実質的にはこの法律による保護を受けるための資格を規定しているものであるが、…この規定が正面から受給資格を規定する形を採らなかったのは、そうすることが絶対的に必要であるという訳でもないこと、「この規定では旧法2条のように欠格条項を明記していないので、過去は如何様であれ、今後この規定に沿って行動する見込さえあれば保護が与えられることになっている」と述べている（小山（2004）119頁）。

えることもできる¹⁸。しかしながら、自己の生活を維持する第一次的な責任が国民にあることからすれば、その責任を果たしているというためには稼働能力活用の意思を有し、それを活用するための努力が求められるであろう。それゆえ、稼働能力活用の有無の判断要素としてその活用の意思の有無を考慮することは妥当であると考え¹⁹（判断基準については後述する）。続いて、具体的な判断について検討する。

一審判決はXの稼働能力、就労の意思及び就労場の有無について、以下のように述べ、医療扶助のみを認めた保護開始決定は取り消されるべきものとした。一般論で述べた稼働能力活用の3つの判断基準についてはそれぞれ以下のように判示した（括弧内は判断の結論）。

①稼働能力の有無（有）

本件申請当時、Xは両足に筋肉の痙攣や痛みなどがあり、実際に建設労働の場や飯場において、足の筋肉の痙攣が生じていた。Xには現実にはこのような症状が出ている上、野宿生活をし、所持金もない状態では、湿布薬等による手当てをしても、Xが容易に健康状態を回復できたとは言えない。したがって、本件申請当時、Xは、稼働能力があるとはいっても、両足を使って建設資材等を運搬する等の重労働に従事する能力はなかった。

②就労の意思の有無（有）

Xは、本件申請前、可能な限り職を見つけて稼働しており、本件申請前にも求職活動をしているのであって、Xが就労の意思を有していたことは明らかである。

③稼働能力の活用場の有無（無）

平成5年の5月以降は、名古屋駅付近において野宿者が急増し400人を超える状態となっていたことから、野宿生活をしている日雇労働者のXが、その時点での健康状態で就労先を見つけることは、極めて困難な状態であった。

また、本件申請当時の公共職業安定所の職業紹介の利用可能性については、公共職業安定所による日雇労働の紹介を受けるためには、日雇労働被保険者手帳（白手帳）を取得することが必要であるが、名古屋市ではその取得のために住民票を要するなど、野宿者にとっては困難な要件が課せられていたこと、そのため、名古屋市における野宿者の求職活動の大半は、早朝に名古屋中公共職業安定所付近の路上で、手配師を介して行われていたこと、Xも、求職活動は、手配師を介して行っていたことが認められ、前示のように大量の野宿者が生じているという状況下において、自らも野宿者であるXが公共職業安定所に行けば職を得ることができたということとはできない。

このように一審判決は、Xは、本件申請当時、軽作業を行う稼働能力は有していたが、就労しようとしても、実際に就労する場がなかったとした。

これに対し、控訴審判決は、以下のように述べて一審判決を取り消した。

①稼働能力の有無（有）

Xの稼働能力の程度は、本件申請当時、両足を使って建設資材等を運搬する等の重労働に従事する能力がなかったとは直ちに言い切れないが、仮にそうでないとしても少なくとも両足に重い負担の生ずることのない程度の業務に従事することはできたと認められる。

②就労の意思の有無（有）

Xは、本件申請の前後を通じ、顔見知りの手配師や労働者を通じて求職活動をしたが、建設現場の仕事がなく、平成5年9月上旬、名古屋中公共職業安定所を訪れ常用職業の紹介を求め、面接を受けたが髪の毛の状態等を指摘されて断られてしまうなどして、結局、職業安定所の紹介による就職はできなかった。しかし9月末になってようやく飯場に入り、その後もガードマンの仕事をするなどして

¹⁸ 前田（2000）175頁、丸谷（2008）177頁。

¹⁹ 堀（1997）95頁。

生活していることから、Xには稼働の意思がなかったとはいえない。

③稼働能力の活用場の有無（有）

Xの本件申請当時の日雇労働の求人や紹介の状況はかなり厳しいものであったことが認められるが、本件申請当時の愛知県における職業別常用職業紹介状況は、その有効求人倍率からすれば、必ずしも厳しい状況にあったとはいえない²⁰。したがって、職業安定所へ行き、職業紹介を受けたうえ真摯な態度で求人先と交渉すれば就労の可能性はあったと推認することができ、Xの就業の機会、就業の場が存在することの可能性を否定することはできない。Xの求職活動は、従前従事していた肉体的負荷の高い仕事を求めていたと推測され、長年従事して慣れている日雇建設労働に従事したい心情は理解できる。しかし、日雇建設労働について就業の機会があっても、足の痛みを訴えるXを雇う者はなく、また就業しても足の痛みを訴えると解雇される状況にあったのであるから、Xは、両足に重い負荷がある内容の建設労働に固執せず、収入面で多少の減少は避けられないとしても自己の労働能力の程度に適応した土木建築の雑役、工事現場の交通整理、その他肉体的負荷の少ない仕事に就労すべきであった。またXはかつて飲食店に勤務したり雑貨の行商などの経験もあったのであるから、常用職業の求人はかなりの程度あった職業安定所に就業先を紹介してもらったり、新聞、雑誌等の求人欄を参考にして、警備員や店員等の職種にも求職の範囲を広げることを考慮し、真摯に就業のための努力をすべきであった。しかし、そのような就業の場があっても就業のための努力をしたり、自己の労働能力の程度に相応する就業場所を開拓しようと努力をしていたとは認められない。

職業安定所で職業紹介を受けるために、その紹介が日雇であろうと常用であろうと日雇労働被保険者手帳の有無及び住所の存在が必要であるとの取扱いはされていないから、Xは公共職業安定所の職業紹介を利用することができた。

(3) 検討

この事案について、学説は、控訴審の判断に対して批判的である。

まず、前提として以下のように一審判決と控訴審判決の審査方法の違いが指摘されている²¹。すなわち一審判決は、手配師を介して日雇労働に長年従事してきたXの経験の他、不況で日雇求人数が減る中で野宿者が大量に発生しており、Xの年齢でしかも当時の健康状態では就労先がほとんどないという事情を個別具体的に検討した上、就労の場の有無を消極に解している。これに対し、控訴審判決は、本件申請当時の一般的な雇用情勢、すなわち、職業別常用職業紹介状況の有効求人倍率にもつばら依拠して、Xにつき就業の機会が存在する可能性を否定できないと判断し、就労の場の有無を積極に解しているとする。

この控訴審判決の判断方法に対して、以下の2点の疑問が呈されている²²。第一に、生活保護法9条にいう必要即応の原則は保護の実施要件の認定にも妥当することから、就労の場の有無の判断に当たっても、有効求人倍率に依拠して形式的に判断するのではなく、一審判決のように、申請者の職業

²⁰ 控訴審判決によれば、平成5年7月時点における公共職業安定所の愛知県の職業別常用職業紹介状況に関して、有効求人倍率は、比較的身体的負荷の少ない「保安の職業」が2.73倍、Xが従事してきた作業に関連のある「建設の職業」は4.49倍、「土木・舗装・鉄道路線工事の職業」は3.68倍、「運搬業務の職業」は1.27倍であった。これらの有効求人倍率は前後の月を通じて大きく異ならないが、55歳以上の場合はかなり落ち込むこと、また名古屋中公共職業安定所の平成5年4月から平成6年3月までの日雇労働の当日求人状況（男）は合計5人（ただし、長期求人延数・男は12400人）に過ぎず、年度末は、建設・土木工事の追込時期で、日雇労働者にとって仕事が増えるのが通例であるが、平成5年2月ころは例年よりその仕事の需要が落ち込み、就労できない日雇労働者も多く、同年5月以降は名古屋駅や名古屋市中心街での野宿者が急増し、多いときで400人を超える状態（平成4年4、5月の平均は約250人）になっていたとされる。

²¹ 前田（2000）174頁。

²² 以下の控訴審判決に対する疑問の内容は、前田（2000）175頁に依拠している。

経験や生活実態、及びこれに対応した求職活動に関わる諸事情を具体的に考慮しなければならない。さらに、X が野宿生活を余儀なくされ、しかも福祉事務所での相談時に求職に関して助言その他の援助を受けることがなかったという状況下では、それまでの職業経験である日雇労働を志向し、その特有の求人慣行に従い求職活動を続けざるを得なかった点にも配慮するべきであるとする。

第二に、X が日雇建設労働以外の就業場所を開拓しようと努力していれば就労の可能性はあったとする判旨について以下のように批判する。判旨は、就労の場所の有無の判断に、稼働能力を活用する意思ないし努力の有無という主観的要素の判断を介在させている。その結果、控訴審判決のいう就労の可能性は小さいもので足りる。この審査方法によれば、稼働能力の認められるケースの大半が、この程度の抽象的な就労可能性があることを理由に保護の実施要件を欠くと判断される結果となる。しかしながら、困窮原因を問わずに最低生活を保障するという無差別平等原理（生活保護法 2 条）及び最低生活保障原理（生活保護法 1 条、3 条）からすれば、最低生活水準以下の困窮状況を全く度外視して、能力活用要件を認定することは許容されないと考えられる。また、同じく保護の実施要件にかかる収入・資産の活用は、これにより生活費への充当が容易であるのに対して、能力の活用は、就労により実際に収入が得られない限り困窮状態に変化はない。したがって、就労の場の有無の判断では、X が実際に就労の場を得てその収入により生計を維持できる高い蓋然性があるか否かを具体的に認定すべきことになると論じる。

しかし、これらの批判は妥当ではないと考える。まず第一の点に関しては、控訴審においては、X は公共職業安定所の職業紹介の利用が可能であるとされたことが結論に大きく影響している。仮に公共職業安定所の職業紹介を利用しても X が就労する可能性が全く無いということであれば、公共職業安定所の職業紹介の利用の有無にかかわらず、X に就労の場はなかったと評価されよう。しかし、稼働能力を有する場合に公共職業安定所の職業紹介を介してもなお就労可能性が全くないと評価できる場合は稀である。それゆえ稼働能力を有する者が、公共職業安定所の職業紹介を利用できるにもかかわらず利用していなかった場合、その者に就労の場は無かったと結論付けるのは困難であろう。

前述のとおり控訴審判決に対する第一の批判は、就労の可能性が低くても存在さえすれば就労の場の有無は積極に解されてしまうというものである。しかし、控訴審判決は、単に X に就労の可能性があったことではなく、就労の可能性があったにもかかわらず X が求職活動を行わなかったことを根拠に、就労の場の有無を積極に解したと考えられる。これを一般化すれば、控訴審判決は、生活保護の申請者が適切な就労活動を行っていなかった場合の判断基準を示したものと言える。それゆえ、実際に適切な就労活動を行っていても就労できなかった場合に就労可能性があったと評価されることになると結論付けることはできないであろう。

第二の疑問、すなわち、就労努力という主観的要素が、就労の場の有無を判断するための要素となっている点については、前述のように、控訴審は、実際に X が公共職業安定所の職業紹介を利用した就労活動を行わなかったためこのように判断したものと考えられる。実際には行われなかった就労活動を仮定して就労の場の有無を判断する際に、その就労活動が真摯な態度で行われたことを前提とすることは妥当であろう²³。逆に、仮に X が同じような年齢、職業経験を有する求職者と同程度の求職活動を実際に行ったにもかかわらず就労できなかったときは、当該求職活動自体が就労努力であって就労意思の要件は満たすと思われる。その上で、就労の場の有無についても求職者の事情を考慮し個別具体的に判断することになる²⁴。

²³ 就労活動中に行われる企業等による選考過程において、真に就労を望む求職者ならば真摯な態度で求人先との交渉に臨むことは当然のことである。

²⁴ ただし、控訴審の判断枠組みに従う場合、保護申請の審査において、稼働能力を有する限り、申請者が一般の求職者と同程度の求職活動を行っていたとしても、就労の場がないとは言えないとされ、保護開始決定すべきであっても申請却下となる恐れはある。申請者が利用可能な就労活動を適切に行